

はじめに

令和2年度の内外情勢をみますと、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の抑制などにより、急激な景気の悪化を経験することになりました。また、海外においても、グローバルな感染拡大により、各国政府が外出制限や小売店・飲食店等の閉鎖といった感染防止のための厳しい措置を講じたことにより、経済活動が大幅に抑制され、金融市場にも大きな影響がみられました。その後、経済活動の再開やワクチン接種の普及等により、徐々にではありますが、景気の持ち直しの動きがみられてきましたが、感染者の増加や感染の再拡大が続いている国も少なくないことから、景気の下振れリスクは依然として高い状況にあります。

そのような中で、当業界においては、昨年7月に㈱東京商品取引所の貴金属、ゴム及び農産物市場が㈱大阪取引所に移管され、総合取引所が誕生しました。この総合取引所の誕生により、委託者・投資者の利便性の向上が図られることや、商品関連市場デリバティブ取引の流動性向上が期待されるとともに、商品市場の清算を担う㈱日本商品清算機構が㈱日本証券クリアリング機構に統合されたことから、信用力の一層の向上が図られております。また、大阪堂島商品取引所においては、株式会社化等経営再建に向けた取り組みがなされ、令和3年3月に認可を受け、4月に株式会社化されました。

一方、商品先物取引業者においては、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての新規登録や変更登録を受け、商品先物取引法及び金融商品取引法に対応した事業展開を行うこととなりました。

本基金では、会員の対応が円滑に進むように、昨年2月に「特定委託者保護基金」の認可を受け、これまでの委託者保護業務に加え、金融商品取引法に定める特定委託者保護基金としての特定業務を行うため、関係する諸規程を改正いたしました。また、定款・業務規程に定める特定会員になることの承認手続きを行い、特定会員となった18社と新たに区分管理弁済契約を締結いたしました。

次年度においては、委託者保護業務及び特定業務を着実にを行うとともに、会員や業界関係者の意向を踏まえ、委託者・投資者の保護に資するため、商品デリバティブ取引・商品関連市場デリバティブ取引に関する知識の普及及び啓発を行い、これにより正しい知識に基づく取引が活性化されるよう、代位弁済積立金を活用した普及啓発事業の実施という新

たな取組の早期開始を目指しております。

本基金としては、引き続き基金の使命である委託者・投資者の保護及び資産の保全を全うし、また、会員の財務内容の監査・監視に努めるとともに、不幸にして弁済事故が起きた場合には迅速・的確な処理を行い、取引の信頼性の維持向上及び会員経営の健全化に寄与していく所存であります。

以下、基金の令和2年度における各事業の概要は次のとおりであります。

## 1. 総務関係事項

### (1) 定款等の改正等について

#### ① 定款及び業務規程の改正

令和2年7月27日に東京商品取引所の貴金属、ゴム、農産物の商品が移管され、大阪取引所において商品関連市場デリバティブ取引を含めた金融及び商品を取り扱う総合取引所が創設された。これに伴い、商品市場の活性化を実現させるために、本基金において商品デリバティブ取引に関する普及啓発・調査研究を進めていくこととし、基金の定款及び業務規程を改正することとなった。

このため、令和2年7月21日開催の第110回理事会において、定款及び業務規程の改正を議決し、臨時総会に付議することとなったが、当該案件については、主務大臣の認可事項であり、主務省との調整及び主務省による金融庁・財務省との調整が必要となることから、当該認可の目途がついた段階で総会に付議することとなった。

#### ② 会計規程の改正

商品デリバティブ取引に係る普及啓発・調査研究の費用に充てるため、代位弁済積立金の一部の一般勘定への振替を行うことができるようにするため、会計規程を改正することが必要となり、令和2年7月21日開催の第110回理事会において、定款及び業務規程の改正に併せて、会計規程の改正を議決した。当該改正については、主務大臣の承認を受ける必要があることから、定款及び業務規程の改正と同様に、主務省との調整の目途がついた段階で会計規程改正の承認申請を行うこととなった。

#### ③ 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

##### (a) 特定業務の実施に伴う規程の制定及び基金代位弁済担保率の改正を含む諸規程改正について

令和2年7月27日から特定委託者保護基金に係る特定業務の実施、及び令和2年3月9日開催の第103回理事会において承認された基金代位弁済担保率の引き下げ等を行うため、新たに「基金区分預託実施要領」及び「特定基金代位弁済業務実施要領」を制定するとともに、「定款、業務規程等の施行に関する規則」、「基金分離預託実

施要領」、「基金代位弁済業務実施要領」のほか、理事会決定事項の「資産管理運用について」を改正することとし、当該改正について令和2年5月20日開催の第106回理事会において承認され、7月27日から施行することとなった。

- (b) 定款、業務規程等の施行に関する規則及び提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱の改正について

令和2年7月27日からの特定会員に係る報告・届出等に対応するため、関係規程の改正を行うこととなり、「定款、業務規程等の施行に関する規則」、「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」の改正について、令和2年6月26日開催の第109回理事会において承認され、7月27日から施行することとなった。

- (c) 普及啓発等事業検討評価委員会規則の制定について

総合取引所の発足によって、公正な取引と委託者・投資家保護を確保しつつ、商品市場の活性化を実現させるため、本基金として商品デリバティブ取引に関する普及啓発や調査研究を進めて行くこととし、普及啓発等の事業の在り方の検討及び事業評価を行う委員会を設け、普及啓発等の新たな取組みに結び付けていくことになった。

そのため、「普及啓発等事業検討評価委員会規則」を制定することとして、令和2年7月21日開催の第110回理事会の承認を受け、7月27日から施行することとなった。

- (d) 定款、業務規程等の施行に関する規則の改正について

金融商品取引業者である会員における純資産額規制比率に代わり自己資本規制比率の届出を行う際の届出様式について、リスク相当額に暗号資産等による控除額の欄を新設する必要があることから、当該様式の変更を行うこととなり、令和2年12月10日開催の第111回理事会において「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正について議決し、12月10日より施行、令和3年1月1日より適用することとなった。

- (e) 定款、業務規程等の施行に関する規則の改正について（廃止商品についての小口商品等に係る定率会費の特例の削除）

令和3年3月10日開催の第113回理事会において、定率会費徴収に係る小口商品等に係る定率会費の特例を適用している商品につき、東京商品取引所エネルギー市場のガソリンのうちローリーガソリンスワップ他2種の商品が令和3年3月31日をも

って上場廃止となることから、当該商品について特例から削除することとし、「定款、業務規程等の施行に関する規則」を改正した。施行日は、令和3年4月1日となった。

(f) 定率会費の徴収再開

平成30年度及び令和元年度において徴収が停止されていた定率会費については、令和2年3月18日の臨時総会において改正が議決された「入会金及び会費に関する規則」に基づき、令和2年度から徴収を再開した。

(g) その他

本基金の定款及び諸規程に基づく会員からの届出について、届出方法の電子化推進、新型コロナウイルス感染症の予防等のため、当該届出様式について、押印を要さない取扱いを行うこととするとともに、届出印届出書及び報告印届出書の届出についてこれを要しないものとするなど、その取扱いを変更することとなり、令和3年3月10日開催の第113回理事会において、「定款及び諸規程に基づく様式に係る押印を要さない取扱いについて」を議決し、令和3年4月1日から施行することとなった。

(2) 役員等の選出及び異動

① 任期満了に伴う役員の変更

任期満了により、令和2年5月29日開催の第16回通常総会において役員の変更の結果、次のとおり選出された。

(敬称略)

理事長	岡地和道
副理事長	依田年晃
副理事長	井上明
副理事長	小川潔
常務理事	庄司國男
理事	濱田隆道
理事	宮裕
理事	山崎恒
理事	多々良實夫
理事	二家勝明

理 事 古 田 省 三  
 監 事 細 金 英 光  
 監 事 有 賀 文 宣

これを受け、令和2年5月29日付けで主務大臣に商品先物取引法第286条第2項に基づく役員選任の認可申請を行い、6月16日付けで認可された。

なお、役員として選出された者が主務大臣の認可を受けて役員に就任するまでの間、定款第33条第3項の規定により、6月3日に任期満了となった役員がその職務を代行した。

② 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(令和3年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理事長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	2. 6. 16	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(副理事長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	2. 6. 16	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
再任	2. 6. 16	井上 明	委託者保護基金副理事長 (常勤)
再任	2. 6. 16	小川 潔	委託者保護基金副理事長

(常務理事)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	2. 6. 16	庄司國男	委託者保護基金常務理事 (常勤)

(理 事)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	2. 6. 16	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
再任	2. 6. 16	井上 明	委託者保護基金副理事長 (常勤)
再任	2. 6. 16	小川 潔	委託者保護基金副理事長
再任	2. 6. 16	庄司國男	委託者保護基金常務理事 (常勤)
再任	2. 6. 16	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役

再任	2. 6. 16	宮 裕	公認会計士
再任	2. 6. 16	山崎 恒	日本商品先物取引協会会長
再任	2. 6. 16	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役
再任	2. 6. 16	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	2. 6. 16	古田省三	岡藤商事(株)取締役相談役
辞任	2. 6. 17	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役
就任	2. 7. 16	石崎 隆	(株)東京商品取引所代表取締役

(監 事)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	2. 6. 16	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
再任	2. 6. 16	有賀文宣	税理士

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
辞任	2. 5. 20	高氏 侑	弁護士
就任	2. 7. 16	池本正純	専修大学名誉教授

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
辞任	2. 5. 20	高氏 侑	弁護士
就任	2. 6. 15	永沢裕美子	NACS代表理事
就任	2. 6. 15	安成政文	豊商事(株)代表取締役

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
就任	2. 5. 20	荒井史男	元日本商品先物協会会長
就任	2. 5. 20	宮本品二	元委託者保護基金副理事長

(制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
辞任	2. 6. 17	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役
就任	2. 7. 1	石崎 隆	(株)東京商品取引所代表取締役
辞任	2. 7. 27	安田毅史	(株)日本商品清算機構常勤取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員 25 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、令和 3 年 3 月 31 日現在の会員数は 23 社、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

また、本年度より特定委託者保護基金としての特定業務を行うこととなったことから、基金の特定会員としての異動が別表(4)のとおりあり、令和3年3月31日現在の特定会員数は17社、その特定会員名簿は別表(5)のとおりである。

#### (4) 会員の名称(商号)変更等

##### ① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
カネツFX証券(株)	AIゴールド証券(株)	2. 10. 1
豊商事(株)	豊トラスティ証券(株)	2. 11. 1
SBIフューチャーズ(株)	SBIプライム証券(株)	2. 11. 30

##### ② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
第一商品(株)	山中教史	木村 学	2. 5. 1
OKプレミア証券(株)	三日市 理	佐藤 歩	2. 5. 25
株さくらインベスト	宮井智浩	浅倉健二	2. 6. 8
クリエイトジャパン(株)	堀川貢司	井尾義夫	2. 6. 17
大起産業(株)	田中弘晃	大口博信	2. 8. 19
SBIフューチャーズ(株)	チャン ソク チョン	中村昌靖	2. 10. 26
SBIプライム証券(株)	中村昌靖	小川泰幸	2. 11. 30
クリエイトジャパン(株)	井尾義夫	中村鉄太郎	3. 1. 1

## 2. 一般委託者への支払及び関連業務

### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

令和2年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき運営審議会を7



回（委員長の互選及び基金の普及啓発事業について審議するために開催した 1 回を含む）開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 6 社（㈱さくらインベストを含む）であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 5 社、分離保管弁済案件と認定した会員及び弁済困難と認定した会員は 0 社であった。

このため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することとはなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 6 社に係る処理については、次のとおりである。

#### ① ㈱さくらインベストの処理について

㈱さくらインベストは、令和 2 年 6 月 10 日に商品先物取引業の許可を取り消されたことから、同社は通知商品先物取引業者となった。東京地方裁判所は、6 月 24 日に同処分について第 1 審判決の言渡し後 50 日が経過するまでその効力を停止する旨の決定をした。

#### ② 楽天証券㈱の処理について

楽天証券㈱は、国内に設けられたすべての営業所又は事務所において商品先物取引法第 2 条第 22 項第 1 号又は第 2 号に掲げる業務を廃止し、7 月 27 日付で海外先物取引業のみを行う商品先物取引業者となったことから、同社は通知商品先物取引業者となるとともに、同日付で会員脱退した。

このため、基金は 7 月 27 日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第 30 条に規定する弁済難易度の認定を行うため、7 月 30 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、8 月 4 日に同社の弁済難易度については「自主弁済案件」と認定するとともに、同社の自主弁済計画については、委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出されたことから、「実施済み」と認定した。

その後、基金は同社との分離保管弁済契約を 8 月 5 日付で解除した。

### ③ OKプレミア証券㈱について

OKプレミア証券㈱は、7月30日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日8月31日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は7月30日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、7月30日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、8月4日に同社の弁済難易度については「自主弁済案件」と認定するとともに、同社の自主弁済計画については、委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出されたことから、「実施済み」と認定した。

その後、同社は、8月31日に商品先物取引業を廃止したことから、9月1日付で会員脱退し、また、基金は同社との分離保管弁済契約を9月1日付で解除した。

### ④ JPアセット証券㈱について

JPアセット証券㈱は、8月17日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日9月17日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は8月17日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、8月17日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、8月19日に同社の弁済難易度については「自主弁済案件」と認定した。

8月19日付で同社より自主弁済計画の提出があったことから、基金は9月8日に書面による運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。その後、同社の委託者債務の弁済については、9月17日までに終了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、10月2日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は9月17日付で商品先物取引業を廃止したが、特定会員である会員のため会員脱退はしていない。

### ⑤ KOYO証券㈱について

KOYO証券㈱は、令和3年2月25日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日3月31日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は2月25日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、2月25日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、2月26日に同社の弁済難易度については「自主弁済案件」と認定した。

3月11日付で同社より自主弁済計画の提出があったことから、基金は3月23日に書面による運営審議会を開催し、提出された自主弁済計画が適当であるとの認定を行った。その後、同社の委託者債務の弁済については、3月26日までに終了したとの報告があったことから、基金は同社の委託者債務の状況等を立入監査で確認のうえ、4月1日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は3月31日に商品先物取引業を廃止したことから、4月1日付で会員脱退した。

#### ⑥ 第一商品㈱について

第一商品㈱は、3月30日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日4月30日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は3月30日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認した。次いで、業務規程第30条に規定する弁済難易度の認定を行うため、3月30日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、3月30日に同社の弁済難易度については「自主弁済案件」と認定した。

#### (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはない。

### 3. 一般顧客への支払及び関連業務

#### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

令和 2 年度において、基金は、通知金融商品取引業者が特定債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき投資者保護基金の運営審議会とみなされる運営審議会は開催していない。

当年度において、金融商品取引法第 79 条の 53 第 1 項に基づく通知金融商品取引業者となった会員はなかった。

このため、法第 79 条の 56 第 1 項に定める基金による一般顧客に対する支払を実施することはなかった。また、法第 79 条の 59 に定める返還資金融資を実施することはなかった。

#### (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはない。

### 4. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

#### (1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

令和元年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98 億円）を下回ることにならなかったことから、令和 2 年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行わなかった。令和 2 年度においては、一般委託者支払及び一般顧客支払が行われなかったため、委託者保護資金は、令和 3 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

#### (2) 委託者保護資金等の管理

##### ① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」（最終改正日平成 28 年 5 月 24 日）に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債、一般担保付社債及び利付金融債で運用している。

この決定に基づいた令和3年3月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・3年以下	20%	19.2%
・3年超	80%	80.8%

## ② 基金分離預託等財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」（最終改正日令和2年5月20日）に基づき、基金分離預託財産及び基金区分預託財産については決済性預金で管理運用し、代位弁済担保については普通預金及び定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

## 5. 委託者資産保全措置の管理

### (1) 分離保管弁済契約の締結状況

令和2年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は0社、契約を変更した会員は1社、契約を解除した会員は3社であり、令和3年3月末日の契約会員は22社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（令和3年3月31日現在）別表(3)のとおりである。

### (2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は0社、指定信託契約の変更等を行った会員は0社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は0社であり、令和3年3月末日の契約会員は0社、指定信託額の総額は0円であった。

### (3) 基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、委託者資産保全措置として会

員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 3 社であった。令和 3 年 3 月末の契約会員は 22 社、基金分離預託の総額は 1,020 百万円であった。

#### (4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は 0 社であり、令和 3 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

#### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 14 社（代位弁済限度額の総額 1,210 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員 0 社、担保変更延べ 0 社、契約解除 1 社（期間満了により契約更新しない会員を含む）であった。その結果、令和 3 年 3 月末の契約会員は 13 社（代位弁済限度額の総額は 950 百万円）であった。

〈令和 2 年 7 月 1 日及び 27 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

令和 2 年 1 月 1 日を始期とする契約は、令和 2 年 6 月末をもって満了することから、7 月 26 日及び 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、5 月 20 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 6 月 10 日開催の第 42 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、6 月 17 日開催の第 108 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、7 月 1 日付けで会員 14 社（更新 14 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 1,210 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 0 社であった。）また、7 月 27 日付けで会員 14 社（更新 14 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 665 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき、契約期間

の短縮等を条件に契約を締結した会員は0社であった。)

〈令和3年1月1日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

令和2年7月27日を始期とする契約は、令和2年12月末をもって満了することから、令和3年12月末を終期とする契約を新たに締結するため、令和2年11月12日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は12月2日開催の第43回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12月10日開催の第111回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、令和3年1月1日付けで会員13社(更新13社)と当該契約を締結した。(代位弁済限度額の総額は950百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第13条第4項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は1社であった。)

## 6. 財産管理措置の管理

### (1) 区分管理弁済契約の締結状況

令和2年度において、業務規程に定める区分管理弁済契約を新たに締結した会員は18社、契約を変更した会員は1社、契約を解除した会員は1社であり、令和3年3月末の契約会員は17社であった。

なお、区分管理弁済契約における対象契約型の選択状況は(令和3年3月31日現在)別表(5)のとおりである。

### (2) 指定信託の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令(平成26年内閣府・財務省令第1号)及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は0社、指定信託契約の変更等を行った会員は0社(指定信託額の変更を含む)、指定信託契約を解除した会員は0社であり、令和3年3月末の契約会員は0社、指定信託額の総額は0円であった。

### (3) 基金区分預託の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、財産管理措置として会員からの金銭の預託を受ける等の基金区分預託業務を行った。期中に基金区分預託契約を新たに締結した会員は 18 社、契約を解除した会員は 1 社であった。令和 3 年 3 月末の契約会員は 17 社、基金区分預託の総額は 325 百万円であった。

### (4) 銀行等保証の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は 0 社であり、令和 3 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 0 社（代位弁済限度額の総額 0 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 14 社、代位弁済限度額の変更会員 0 社、担保変更延べ 0 社、契約解除 1 社（期間満了により契約更新しない会員を含む）であった。その結果、令和 3 年 3 月末の契約会員は 13 社（代位弁済限度額の総額は 1,735 百万円）であった。

#### 〈令和 2 年 7 月 27 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

令和 2 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、5 月 20 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 6 月 10 日開催の第 42 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、6 月 17 日開催の第 108 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、7 月 27 日付けで会員 14 社と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 1,130 百万円、契約会員のうち特定基金代位弁済実施要領第 14 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 0 社であった。）



〈令和 3 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

令和 2 年 7 月 27 日を始期とする契約は、令和 2 年 12 月末をもって満了することから、令和 3 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、令和 2 年 11 月 12 日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は 12 月 2 日開催の第 43 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 111 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、令和 3 年 1 月 1 日付けで会員 13 社（更新 13 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 1,735 百万円、契約会員のうち特定基金代位弁済実施要領第 14 条第 4 項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 1 社であった。）

## 7. 会員に対する監視、監査等

### （1）会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」及び「顧客等財産管理措置に関する調書」を、月次においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

### （2）会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産（顧客財産を含む。）保全の観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれを補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象延べ会員は 13 社、立入日数は 14 日であった。

### （3）外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、令和 2 年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は 3 社であり、3 社

について免除会員に対する措置を講じた。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

令和 2 年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

## 8. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

(2) 広報の実施

① インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 24,435 件であった。

② その他協同広報事業

商品取引関係の年鑑等を購入し、先物協会及び日商協と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(3) 商品デリバティブ取引に係る普及啓発・調査研究の推進

商品市場に新たな投資家を呼び込むこと等によって商品市場の活性化を図るため、令和 2 年 7 月 27 日に総合取引所が創設された。

商品デリバティブ取引は、価格変動リスクのヘッジのために重要な取引であるとともに、投資家の資産運用の一環で行われるものである。多くの投資家が商品市場に参入するため

には、個々の投資家の商品デリバティブ取引に対する知識向上や理解促進等を図っていくことが重要であり、こうした取組みがひいては委託者保護につながることになる。

今後の総合取引所によって、商品市場の活性化を実現させるために、本基金として商品デリバティブ取引に関する普及啓発・調査研究を進めていくことが必要であるとして、令和2年7月6日開催の理事懇談会及び7月10日開催の会員懇談会、7月16日開催の運営審議会において、当該内容について趣旨説明を行い、7月21日開催の第110回理事会において、これらに関する本基金の定款及び業務規程等の改正を議決した。

なお、当該改正については主務大臣の認可事項であることから、現在、改正内容について、主務省と調整及び主務省による金融庁・財務省と調整中である。

## 別表(1)

## 役員等の一覧 (令和3年3月末日現在)

## (役員)

理事長	岡地和道 (岡地㈱代表取締役)
副理事長	依田年晃 (サンワード貿易㈱代表取締役)
副理事長	井上明 (日本商品委託者保護基金・常勤)
副理事長	小川潔 (日本商品委託者保護基金)
常務理事	庄司國男 (日本商品委託者保護基金・常勤)
理事	石崎隆 (㈱東京商品取引所代表取締役)
理事	宮裕 (公認会計士)
理事	山崎恒 (日本商品先物取引協会会長)
理事	多々良實夫 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)
理事	二家勝明 (日産証券㈱代表取締役)
理事	古田省三 (岡藤商事㈱取締役相談役)
監事	細金英光 (㈱フジトミ代表取締役)
監事	有賀文宣 (税理士)

## (運営審議会委員)

委員長	池本正純 (専修大学名誉教授)
副委員長	釧持宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	尾崎隆昌 (公認会計士)
委員	三瓶真言 (元時事通信社金融市場部長)
委員	清水清 (AI ゴールド証券㈱代表取締役)
委員	永沢裕美子 (NACS 代表理事)
委員	平川純子 (弁護士)
委員	安成政文 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)

## (規律委員会)

委員長	二家勝明 (日産証券㈱代表取締役)
副委員長	高氏侖 (弁護士)
委員	荒井史男 (元日本商品先物取引協会会長)
委員	江崎格 (元東京商品取引所代表執行役)
委員	多々良實夫 (豊トラスティ証券㈱代表取締役)
委員	宮裕 (公認会計士)
委員	宮本品二 (元日本商品委託者保護基金副理事長)

## (代位弁済審査会)

委員長	尾崎隆昌 (公認会計士)
副委員長	中曽根淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員	大石悦次 (㈱東京商品取引所常勤監査役)
委員	釧持宏昭 (北辰物産㈱代表取締役)
委員	村上久広 (KOYO 証券㈱代表取締役)

委員 山田 明信 (弁護士)

(制度検討委員会)

委員長	多々良 實 夫 (豊トラスティ証券(株)代表取締役)
副委員長	依田 年 晃 (サンワード貿易(株)代表取締役)
委員	有馬 誠 吾 (株)コムテックス代表取締役)
委員	石崎 隆 (株)東京商品取引所代表取締役)
委員	岡本 安 明 (岡安商事(株)代表取締役)
委員	清水 清 (AI ゴールド証券(株)代表取締役)
委員	下山 均 (フィリップ証券(株)代表取締役)
委員	二家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
委員	古田 省 三 (岡藤商事(株)取締役相談役)
委員	村上 久 広 (KOYO 証券(株)代表取締役)

## 別表 (2)

## 会 員 異 動 状 況 表

		増	減		
令和2年	4月末日			25社	
	5月末日			25社	
	6月末日			25社	
	7月末日		1社	24社	(7月27日：脱退) 楽天証券㈱
	8月末日			24社	
	9月末日		1社	23社	(9月1日：脱退) OKプレミア証券㈱
	10月末日			23社	
	11月末日			23社	
	12月末日			23社	
	令和3年	1月末日			23社
2月末日				23社	
3月末日				23社	

## 別表(3)

## 会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(令和3年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
AIゴールド証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		
KOYO証券(株)		○		
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
豊トラスティ証券(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
ソシエテ・ジェネラル証券(株)		○		
JPアセット証券(株)				
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
SBIプライム証券(株)		○		
23社				
合計	0	22	0	13

別表 (4)

特 定 会 員 異 動 状 況 表

		増	減		
令和2年	4月末日	9社		9社 (4月1日：特定会員になる) 岡地(株) 大起産業(株)  (4月7日：特定会員になる) (株)アステム (株)コムテックス  (4月10日：特定会員になる) 岡藤商事(株) フジフューチャーズ(株) 北辰物産(株)  (4月24日：特定会員になる) サンワード貿易(株) クリエイトジャパン(株)	
	5月末日			9社	
	6月末日	9社		18社 (6月12日：特定会員になる) 今村証券(株) カネツFX証券(株) KOYO証券(株) JPアセット証券(株) フィリップ証券(株) 豊商事(株)  (6月24日：特定会員になる) 日産証券(株)  (6月25日：特定会員になる) 岡安商事(株)  (6月26日：特定会員になる) (株)フジトミ	
	7月末日			18社	
	8月末日			18社	
	9月末日			18社	
	10月末日			18社	
	11月末日			18社	
	12月末日			18社	
	令和3年	1月末日			18社
		2月末日			18社
		3月末日		1社	17社 (3月29日：特定会員でなくなる) KOYO証券(株)



## 別表(5)

## 特定会員名簿及び区分管理弁済契約の対象契約型の一覧

(令和3年3月末)

会員名	指定信託	区分預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
AIゴールド証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		
大起産業(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
豊トラスティ証券(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
フィリップ証券(株)		○		
17社				
合計	0	17	0	13

(参考)

業 務 処 理 概 況  
(令和2年4月～令和3年3月)

月 日	主 要 事 項	摘 要
[4月中]		
4月 1日	分離保管弁済契約の締結 (更新)	岡地(株)外24社(4月1日付締結(更新)) 掲示場に公告、並びに、当該会員、主務省及 び(株)日本商品清算機構あて通知
4月 1日	商品先物取引法第283 条第3項に基づく変更届 出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
4月 2日	特定会員になる及び特定 会員になった旨の通知	岡地(株)及び大起産業(株)(4月1日付) 会員あて通知
4月 7日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月 7日	特定会員になる及び特定 会員になった旨の通知	(株)アステム及び(株)コムテックス(4月7日付) 会員あて通知
4月10日	第104回理事会	(於：本基金会議室) 1. 特定会員になることの申し出に係る承認 について その他
4月10日	特定会員になることの申 し出に係る承認	岡藤商事(株)外3社 当該会員あて通知
4月13日	特定会員になる及び特定 会員になった旨の通知	岡藤商事(株)、フジフューチャーズ(株)及び北辰 物産(株)(4月10日付) 会員あて通知
4月20日	第三者委員会	(電話による面談及び意見聴取) 第16回通常総会における役員改選に係る常

月 日	主 要 事 項	摘 要
4月23日	役員選考委員会	勤副理事長候補者の選出について  (書面による審議) 1. 第16回通常総会における役員改選に係る会員役員候補者の選出について
4月24日	第105回理事会	(於：本基金会議室) 1. 特定会員になることの申し出に係る承認について その他
4月24日	特定会員になることの申し出に係る承認	クリエイトジャパン(株) 当該会員あて通知
4月27日	特定会員になる及び特定会員になった旨の通知	クリエイトジャパン(株)及びサンワード貿易(株) (4月24日付) 会員あて通知
4月28日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[5月中]		
5月1日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
5月11日	令和元年度決算等監事監査	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和元年度事業報告 2. 令和元年度末における財産目録 3. 令和元年度委託者保護資金勘定 4. 令和元年度保全対象財産勘定 5. 令和元年度委託者債務代位弁済勘定 6. 令和元年度一般勘定 7. 令和元年度資金計画の実施の結果

月 日	主 要 事 項	摘 要
5月20日	第106回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和元年度事業報告(案)及び決算(案)の承認について 2. 任期満了に伴う役員の改選について 3. 通常総会の招集について 4. 特定業務の実施に伴う規程の制定及び基金代位弁済担保率の改正を含む諸規程改正(案)について 5. 規律委員会委員の委嘱について その他
5月20日	商品先物取引法第296条第4項に基づく認可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
5月29日	第16回通常総会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 令和元年度事業報告(案)及び決算(案)の承認について 2. 任期満了に伴う役員の改選について その他
5月29日	商品先物取引法第318条に基づく提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
5月29日	商品先物取引法第286条第2項に基づく認可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
[6月中]		
6月1日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
6月10日	第107回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 特定会員になることの申し出に係る承認

月 日	主 要 事 項	摘 要
6月10日	特定会員になることの申し出に係る承認	<p>について その他</p> <p>カネツFX証券(株)外6社 当該会員あて通知</p>
6月10日	第42回代位弁済審査会	<p>(於：東京商品取引所9階会議室)</p> <p>1. 基金代位弁済委託契約締結に係る審査について</p>
6月12日	㈱さくらインベストに係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
6月15日	特定会員になる及び特定会員になった旨の通知	<p>今村証券(株)、カネツFX証券(株)、KOYO証券(株)、JPアセット証券(株)、フィリップ証券(株)及び豊商事(株) (6月12日付)</p> <p>会員あて通知</p>
6月15日	商品先物取引法第296条第4項に基づく認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
6月15日	商品先物取引法第318条に基づく財務諸表等の承認	農林水産大臣及び経済産業大臣より
6月16日	商品先物取引法第286条第2項に基づく認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
6月17日	第108回理事会	<p>(於：東京商品取引所9階会議室)</p> <p>1. 理事長職務を代理する場合の副理事長の順序について</p> <p>2. 基金代位弁済委託契約の締結について</p> <p>3. 特定会員になることの申し出に係る承認について</p>

月 日	主 要 事 項	摘 要
		その他
6月17日	特定会員になることの申し出に係る承認	岡安商事(株) 当該会員あて通知
6月24日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
6月26日	第109回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 役員の補充選任について 2. 臨時総会の招集について 3. 定款、業務規程等の施行に関する規則及び提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱の改正について 4. 特定会員になることの申し出に係る承認について その他
6月26日	特定会員になることの申し出に係る承認	(株)フジトミ 当該会員あて通知
6月26日	特定会員になる及び特定会員になった旨の通知	日産証券(株) (6月24日付) 岡安商事(株) (6月25日付) 会員あて通知
6月26日	特定会員になる及び特定会員になった旨の通知	(株)フジトミ (6月26日付) 会員あて通知
[7月中]		
7月 1日	基金代位弁済委託契約の締結	岡地(株)外13社 (7月1日付締結)
7月 1日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定め	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
7月 6日	る報告 臨時総会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 役員の新補充選任について その他
7月 6日	理事懇談会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 商品デリバティブ取引に係る普及啓発・ 調査研究の推進について(案) その他
7月 6日	商品先物取引法第286 条第2項の規定に基づく 認可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
7月10日	会員懇談会	(於：東京商品取引所B1セミナールーム) 1. 商品デリバティブ取引に係る普及啓発・ 調査研究の推進について(案) その他
7月16日	商品先物取引法第286 条第2項の規定に基づく 認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
7月16日	第93回運営審議会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 委員長の互選について 2. ローズ・コモディティ(株)の報告について 3. 基金の普及啓発事業について その他
7月21日	第110回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 定款及び業務規程の改正(案)について 2. 臨時総会の招集について 3. 会計規程の改正(案)について 4. 普及啓発等事業検討評価委員会規則の制

月 日	主 要 事 項	摘 要
		定について その他
7月22日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月22日	分離保管弁済契約締結会 員の住所変更に係る公告 及び通知	楽天証券㈱（6月22日付変更） 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
7月27日	区分管理弁済契約の締結	岡地㈱外17社（7月27日付締結）
7月27日	基金区分預託契約の締結	岡地㈱外17社（7月27日付締結）
7月27日	基金分離預託契約一部変 更契約の締結	岡地㈱外23社（7月27日付締結）
7月27日	基金代位弁済委託契約の 締結	岡地㈱外13社（7月27日付締結）
7月27日	質権設定変更契約の締結	〔被担保債権等の変更〕 岡地㈱外9社（7月27日付締結）
7月28日	楽天証券㈱に係る商品先 物取引法第303条第2 項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月29日	会員脱退及び脱退通知	楽天証券㈱（7月27付脱退） 会員あて通知
7月30日	OKプレミア証券㈱に係 る商品先物取引法第30 3条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月30日	第94回運営審議会	（電話による意見聴取）



月 日	主 要 事 項	摘 要
		1. 楽天証券㈱に係る弁済難易度の認定について 2. 楽天証券㈱の自主弁済計画の認定について 3. OKプレミア証券㈱に係る弁済難易度の認定について 4. OKプレミア証券㈱の自主弁済計画の認定について
[8月中]		
8月 4日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
8月 4日	楽天証券㈱に係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員及び関係取引所あて通知
8月 4日	OKプレミア証券㈱に係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
8月 5日	分離保管弁済契約の解除	楽天証券㈱（8月5日付） 揭示場に公告、並びに、当該会員及び関係取引所あて通知
8月 5日	基金分離預託契約の解除	楽天証券㈱（8月5日付）
8月 7日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
8月17日	J P アセット証券㈱に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
8月17日	第95回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. J Pアセット証券㈱に係る弁済難易度の認定について
8月19日	J Pアセット証券㈱に係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
[9月中]		
9月 1日	会員脱退及び脱退通知	OKプレミア証券㈱ (9月1付脱退) 会員あて通知
9月 1日	分離保管弁済契約の解除	OKプレミア証券㈱ (9月1日付) 揭示場に公告、並びに、当該会員あて通知
9月 1日	基金分離預託契約の解除	OKプレミア証券㈱ (9月1日付)
9月 8日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
9月 8日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
9月 8日	第96回運営審議会	(書面による意見聴取) 1. J Pアセット証券㈱の自主弁済計画の認定について
[10月中]		
10月 2日	分離保管弁済契約の解除	J Pアセット証券㈱ (10月2日付) 揭示場に公告、並びに、当該会員あて通知
10月 2日	基金分離預託契約の解除	J Pアセット証券㈱ (10月2日付)

月 日	主 要 事 項	摘 要
10月 7日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
10月21日	分離保管弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	AIゴールド証券㈱(10月1日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
10月21日	区分管理弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	AIゴールド証券㈱(10月1日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
10月28日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[11月中]		
11月 2日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
11月 5日	商品先物取引法第283 条第3項に基づく変更届 出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
11月18日	分離保管弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	豊トラスティ証券㈱(11月1日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
11月18日	区分管理弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	豊トラスティ証券㈱(11月1日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
[12月中]		
12月 2日	第43回代位弁済審査会	(於：東京商品取引所9階会議室)

月 日	主 要 事 項	摘 要
1 2 月 3 日	商品先物取引法施行規則 第 1 3 9 条第 2 項に定め る報告	1. 基金代位弁済委託契約締結に係る審査に ついて 農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1 2 月 1 0 日	第 1 1 1 回理事会	(於：東京商品取引所 9 階会議室) 1. 基金代位弁済委託契約の締結について 2. 定款、業務規程等の施行に関する規則の 一部改正（案）について その他
1 2 月 1 6 日	分離保管弁済契約締結会 員の商号変更に係る公告 及び通知	S B I プライム証券(株) (1 1 月 3 0 日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
1 2 月 1 7 日	商品先物取引法第 2 8 3 条第 3 項に基づく変更届 出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
[1 月中]		
1 月 4 日	基金代位弁済委託契約の 締結	岡地(株)外 1 2 社 (1 月 1 日付締結)
1 月 4 日	分離保管弁済契約一部変 更契約の締結	[対象契約型の変更 (基金代位弁済委託型弁 済契約の削除)] クリエイトジャパン(株) (1 月 1 日付締結) 揭示場に公告
1 月 4 日	区分管理弁済契約一部変 更契約の締結	[対象契約型の変更 (基金代位弁済委託型弁 済契約の削除)] クリエイトジャパン(株) (1 月 1 日付締結) 揭示場に公告

月 日	主 要 事 項	摘 要
1月 5日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1月27日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[2月中]		
2月 5日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
2月10日	理事懇談会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和2年度の一般勘定における当期収支 差額の見込みについて 2. 令和3年度の予算編成の基本方針につ いて その他
2月22日	商品先物取引法第296 条第4項に基づく認可申 請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
2月25日	第112回理事会	(東京商品取引所8階第2会議室) 1. 特定会員でなくなることに係る確認につ いて その他
2月25日	定款第8条の2第5項に 基づく通知	KOYO証券(株)あて通知
2月25日	KOYO証券(株)に係る商 品先物取引法第303条 第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
2月25日	第97回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. KOYO証券㈱に係る弁済難易度の認定について
2月26日	KOYO証券㈱に係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知
[3月中]		
3月3日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
3月10日	第113回理事会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和3年度事業計画(案)について 2. 令和3年度予算及び資金計画(案)について 3. 臨時総会の招集について 4. 定款及び諸規程に基づく様式に係る押印を要さない取扱いについて 5. 定款、業務規程等の施行に関する規則の改正について(廃止商品についての小口商品等に係る定率会費の特例の削除) 6. 規律委員会委員の任期満了に伴う選任、委員長及び副委員長の委嘱について その他
3月18日	臨時総会	(於：東京商品取引所9階会議室) 1. 令和3年度事業計画(案)について 2. 令和3年度予算及び資金計画案(案)について その他
3月19日	定款第64条第2項に基づく届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて

月 日	主 要 事 項	摘 要
3月19日	商品先物取引法第317条及び同法施行規則第144条に基づく予算及び資金計画等の提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月23日	第98回運営審議会	(書面による意見聴取) 1. KOYO証券(株)の自主弁済計画の認定について
3月24日	商品先物取引法第296条第4項に基づく認可	農林水産大臣及び経済産業大臣より
3月26日	質権設定契約一部変更契約の締結	[大阪堂島商品取引所の削除] 岡藤商事(株)外1社(3月26日付締結)
3月29日	特定会員でなくなる及び特定会員でなくなった旨の通知	KOYO証券(株)(3月29日付) 会員あて通知
3月29日	区分管理弁済契約の解除	KOYO証券(株)(3月29日付) 揭示場に公告、並びに、当該会員あて通知
3月29日	基金区分預託契約の解除	KOYO証券(株)(3月29日付)
3月30日	第一商品(株)に係る商品先物取引法第303条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
3月30日	第99回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. 第一商品(株)に係る弁済難易度の認定について
3月30日	第一商品(株)に係る弁済難易度の認定の報告及び通	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに当該会員あて通知

月 日	主 要 事 項	摘 要
	知	